



防火対象物数 (用途別)

(令和5年4月1日現在)

		用。途	棟数
-	イ	劇場・映画館等	14
1	口	公会堂又は集会場	340
	イ	キャバレー等	4
0	口	遊技場等	35
2	ハ	風俗営業店舗等	7
	=	カラオケボックス等	10
3	イ	待合・料理店等	5
3	口	飲食店	338
4	4	百貨店・展示場等	641
5	イ	旅館・ホテル等	158
3	口	共同住宅等	5, 164
	イ	病院・診療所等	363
6	口	老人短期入居所施設・障害者支援施設等	249
Ü	ハ	老人デイサービスセンター等	319
	1	幼稚園等	67
,	7	学校等	522
8	8	図書館等	11
9	イ	蒸気浴場等	7
9	口	公衆浴場	14
1	.0	停車場・発着場	4
1	.1	神社・寺院等	83
12	イ	工場・作業場	1, 000
	口	テレビスタジオ等	4
13	イ	駐車場等	199
	口	飛行機等格納庫	0
-	.4	倉庫	937
1	.5	その他の事業場	1, 277
16	イ	特定複合用途	1, 276
	П	イ以外の複合用途	1, 204
	<u>の2</u>	地下街	1
	<u> </u>	準地下街	0
	.7	重要文化財等	56
-	.8	アーケード	8
		合 計 > 2 th table 1 1 th 1 W	14, 317
		うち特定防火対象物数	3, 834

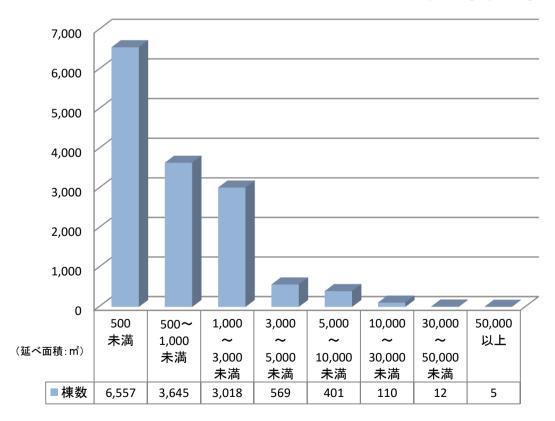
防火対象物数の推移

(各年4月1日現在)[単位:棟]



防火対象物数 (規模別)

(令和5年4月1日現在)[単位:棟]



防火管理状況

(令和5年4月1日現在)[単位:事業所]

防火管理を要する 防火対象物 防火対象物 防火対象物		消防計画届出済 防火対象物	訓練実施回数	
	4, 067	3, 731	3, 659	4, 693

〇防火対象物定期点検報告制度

多数の人が出入りする等の一定の防火対象物について、防火管理上必要な 業務の点検を行い、消防機関へ報告する制度です。

また、3年間管理が良好な場合は、点検報告を免除(特例認定)することができます。

防火対象物定期点検実施状況

(令和5年4月1日現在)[単位:事業所]

点検義務対象数	点検報告数	特例認定数
623	284	143



防災管理状況

(令和5年4月1日現在)[単位:事業所]

防災管理を要する	防災管理者選任済	防災に係る消防計画	防災に係る	
防火対象物	防火対象物	届出済防火対象物	避難訓練実施回数	
36	36	36	42	

〇防災対象物定期点検報告制度

大規模高層ビル等の一定の防火対象物について、地震対策等の災害時に必要な事項の点検を行い、消防機関へ報告する制度です。

また、3年間管理が良好な場合は、点検報告を免除(特例認定)することができます。

防災管理定期点検実施状況

(令和5年4月1日現在)[単位:事業所]

点検義務対象数	点検報告数	特例認定数
36	30	9



各種届出数 (令和4年度中)

11年/1日				
消防法関係	届出数	条例関係	届出数	
防火管理者選任(解任)	844	防火対象物使用開始	469	
消防計画作成(変更)	972	炉	4	
統括防火管理者選任(解任)	9	厨房設備	0	
全体の防火管理消防計画作成 (変更)	10	温風暖房機	0	
自衛消防組織設置 (変更)	17	ボイラー	35	
防火・防災管理者選任(解任)	10	給湯湯沸設備	19	
防火・防災管理消防計画作成(変更)	9	乾燥設備	15	
統括防火・防災管理者選任(解任)	2	サウナ設備	3	
全体の防火・防災管理消防計画作成 (変更)	1	ヒートポンプ冷暖房機	5	
圧縮アセチレンガス等	238	火花を生ずる設備	0	
毒物・劇物貯蔵取扱い	2	放電加工機	0	
消防用設備等設置	1, 328	変電設備	70	
消防用設備等着工	543	発電設備	27	
消防用設備等点検結果報告	8, 532	蓄電池設備	35	
		ネオン管灯設備	0	
		水素ガスを充てんする気球	0	
		少量危険物貯蔵取扱い	60	
		指定可燃物貯蔵取扱い	27	
		禁止行為の解除承認申請	84	
		催物開催	10	
		露店等の開設	237	

予防査察などの実施数

(令和4年度中)

区 分	件数
予防査察(消防法第4条)	4, 198
防火対象物完成検査	102
消防用設備等設置検査	576
防火対象物点検報告特例認定検査	55
防災管理点検報告特例認定検査	0

消防同意

(令和4年度中)

工事種別	件数
新築	538
増築	96
改築	1
修繕	1
用 途 変 更	6
その他	1
合 計	643

公表制度

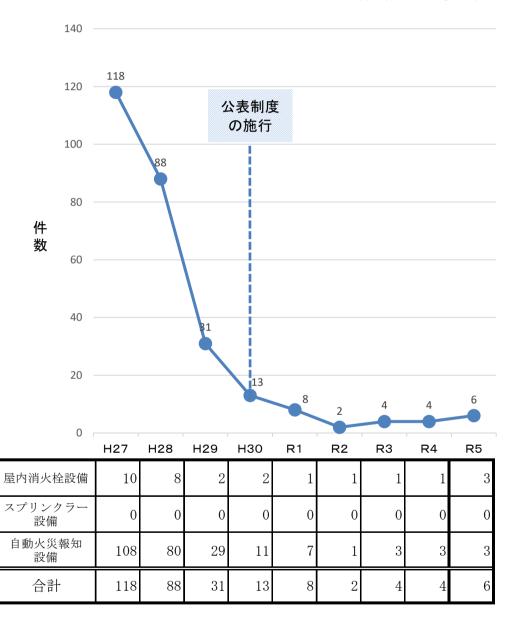
安心して建物を利用できるよう、消防機関が把握している重大な消防法令違反のある建物をホームページに掲載し、利用者に公表する制度です。

公表制度に該当する消防法令違反とは「特定防火対象物のうち 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の未設置違反」です。

また、公表制度に関する条例の交付は平成29年3月27日、条例の施行は平成30年4月1日です。

○公表制度に該当する消防法令違反数の推移

(各年4月1日現在)



企業防災力強化事業

(令和5年4月1日現在)

南海トラフ地震など大規模災害に備え、企業の防災管理の徹底と地域防災への参画を促進 するため、防災センターに設置の防災設備を活用した甲種防火管理再講習、防災管理新規講 習、防火・防災管理再講習、自衛消防業務新規講習、自衛消防業務再講習、新入社員防火研 修、フォローアップ研修を開催し、防災リーダーを育成することで、企業防災力の充実・強 化につなげています。



防災訓練室

【防災訓練設備一式】

- (写真右から) ・放送設備のアンプユニット ・防災卓(モニター・遠隔操作盤など) ・通報装置(119番専用・内線通話用) ・エレベーター制御盤

- ・エレベーター制御盤・自動火災報知設備の受信機・自動火災報知設備構成機器の モデル展示板



実技訓練



法令講習

【講習開催状況】

(各年度中)[単位:人]

講習	甲種防火管理 再講習	防災管理 新規講習	防火·防災管理 再講習	自衛消防業務 新規講習	自衛消防業務 再講習	その他の講習	合計
年度	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数
H30	74	46	7	37	18	65	247
R1	61	21	6	51	10	52	201
R2	91	25	12	37	17	24	206
R3	58	19	7	46	23	88	241
R4	78	25	4	54	18	69	248